

第 20 期文化審議会著作権分科会における主な検討課題について（案）

令和 2 年 月 日

第 20 期の文化審議会著作権分科会においては、知的財産推進計画 2020 等を踏まえ、主に以下の課題について検討を行うことが考えられる。なお、検討課題については、今後の状況の変化等を踏まえて適宜追加・見直しを行う。

審議事項①：著作権関連の基本政策に関すること

- 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について
- 私的録音録画補償金制度の見直しについて
- デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について 等

審議事項②：著作権法制度に関すること

- 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について
- 独占的ライセンサーに対する差止請求権の付与等について
- 追及権等について 等

審議事項③：国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応に関すること

- 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について（放送機関の保護のための条約に関する対応の在り方についての検討、最近の諸外国の動向の分析など）
- 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について（権利行使に係る課題の分析及びノウハウ整理など） 等

審議事項④：使用料部会に関すること

- 授業目的公衆送信補償金（令和 3 年度以降）の額の認可について
- 著作権者不明等の場合における裁定に係る補償金の額について 等

（以 上）